

国民経済計算審議会基礎資料

総合部会関係

(財政分科会)

(デフレーター分科会)

昭和40年3月

経済企画庁経済研究所国民所得部

目 次

概念、表章形式関係	3
政府部門の範囲と企業非企業別再分類に関する補足（財政分科会資料 No.1-2）	5
他部門と関連する財政部門主要問題案一覧表（財政分科会資料 No.4-1）	11
国民所得勘定における補助金の決定について（財政分科会資料 No.1-1）	15
財政部門振替支出項目の検討資料（財政分科会資料 No.2）	24
国民所得勘定における租税と税外収入の範囲と分類について（財政分科会資料 No.1-1）	28
政府企業の産業分類について（財政分科会資料 No.4-3）	39
政府の社会的間接資本投資について（財政分科会資料 No.4-6）	43
参考 アメリカ政府支出の機能別分類（財政分科会資料 No.8）	60
政府支出の再分類試案（財政分科会資料 No.8-1）	79
財政支出の再分類試案（財政分科会資料 No.7-3）	83
政府企業総資本形成の産業別分類（財政分科会資料 No.7）	84
政府固定資本形成の再分類について（財政分科会資料 No.10-2）	86
政府固定資本形成の再分類検討資料（財政分科会資料 No.9-1）	89
政府固定資本形成の機能別分類案（財政分科会小委資料 No.2）	93
国民所得勘定における財政部門問題点の審議概要一覧表（財政分科会資料 No.5-1）	97
国民所得勘定財政関係国連照会事項（財政分科会資料 No.4-2）	116
推計方法関係	119
地方財政財貨サービス購入額（新推計案）（昭和30～35年）（財政分科会資料 No.5）	121
地方財政財貨サービス購入額実績推計方法改訂案（財政分科会資料 No.5）	137
昭和35年度財政部門改訂明細表（財政分科会資料 No.7-2）	159

昭和35年度財政部門改訂試算結果(総括表)(財政分科会資料 No.7-1)	173
財政勘定試算結果(昭和30-37年度)(財政分科会資料 No.10-1)	175
政府在庫品評価調整の試算(財政分科会資料 No.10-3)	172
政府の財貨サービス購入(地方財政)の四半期別分割の方法に関する検討(財政分科会資料 No.11-2)	202
政府消費の実質化について—くデフレーター分科会資料参照—	

デフレーター分科会関係	213
現行デフレーターの問題点とデフレーター検討資料(デフレーター分科会資料 No.1-1)	215
個人消費の実質化について(デフレーター分科会資料 No.6-3)	247
政府消費の実質化について(デフレーター分科会資料 No.6-1)	261
国内総資本形成の実質化について(デフレーター分科会資料 No.4-1, 4-2, 6-1-2)	276
経常海外余剰の実質化について(デフレーター分科会資料 No.6-3)	296
各部会の実質に関するメモ(デフレーター分科会資料 No.2-1)	302
四半期国民総支出の実質化について(デフレーター分科会資料 No.7-2)	310
所得の実質化について(デフレーター分科会資料 No.7-2, 8-1)	312
デフレーター分科会の審議経過および実質値の推計方法について(デフレーター分科会資料 No.6-2)	322

財 政 分 科 会 関 係

概念 · 表章形式關係

政府部門の範囲と企業、非企業別再分類に関する補足

(財政分科会資料 No. 1-2)

1 国民経済計算調査委員会報告中の「公共企業団体一覧表」の修正(追加)

名 称	根 拠 法
石炭鉱業合理化事業団	昭 30 法律 156 号
医療金融公庫	昭 35 法律 95 号
アジア経済研究所	昭 35 法律 41 号
海外経済協力基金	昭 35 法律 173 号
雇用促進事業団	昭 36 法律 116 号
新技術開発事業団	昭 36 法律 82 号
乗船安定基金	昭 36 法律 127 号
畜産振興事業団	昭 36 法律 183 号

2 政府の範囲を規定する基準案3原則を適用した場合の分類改正(中央)

(1) 現在の「その他の政府企業」から除外されるもの

原子力研究所、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社、

(注) 帝都高速度交通営団については、剰余金の制限規定はない。

1. 出資者は日本国有鉄道と東京都である。この場合、地方自治体全額出資のものも含めるとすると、民間非営利団体のうち同種のものも多くが加わることになるのでかりに

政府出資とはみなさないことにしたのであるが、地方公共団体全額出資の公社その他の特殊法人との関係があるので問題点となる。

(2) 現在の「その他の政府企業」に追加されるもの。

労働福祉事業団、日本中央競馬会、日本労働協会、国立競技場、日本貿易振興会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、日本育英会、日本蚕業事業団、日本甜菜糖振興会、奄美群島復興信用基金。

(注) 日本育英会などは対個人サービスを業とする点で、性格を異にするから、非企業特別会計に加えるか、又は除外することも考えられる。

(3) 問題となる機関

日本放送協会、社会保険支払基金、国民健康保険組合および同連合会、健康保険組合および同連合会

(注) 法人税法ではいずれも非課税対象となっている。

問題点

日本放送協会 ~ 政府の出資規定、剰余金処分規定がない。

出資に関しては、最初社団法人として設立され、昭和25年放送法の改正により特殊法人となって、一切の資産を

引継いだ。現在は交付金を受けている。剰余金については長期借入金の返済、社債の償還に充当することになっており、また、解散時の残余財産は国に帰属することと規定されている。

社会保険支払基金 ～ 剰余金が生ずる場合は全額次年度の財源として繰越す。資産の処分規定は特にはないが、政府に帰属することになるとおもわれる。しかし出資規定は、保険者たる政府 40%、国民健康保険組合 20%、健康保険組合 30%、共済組合 10% となっているので、政府部門から除外した方がよいとおもわれる。

国民健康保険組合および同連合会 ～ 保険者は市町村と国民健康保険組合の場合とがあるが、現在は加入者の保険料はすべて社会保険負担に、結付金は振替支出に計上されている。市町村の事務経費は地方財政で財貨サービスの購入とされているが、組合事務費はいずれにも計上されていない。

健康保険組合および同連合会 ～ 保険者は政府と健康保険組合（300人以上の従業員を有する会社が従業員の同意を得てつくる）とがあるが、現行では政府管常分のみを財政では対象としている。従って組合管常分は民間非営利団体として処理する必要がある。

上記の二つの連合会は民間非営利団体として分離するのが適当とおもわれる。なお、これ等社会保険の掛金は家計調査で非消費支出項目とされているので、個人消費

支出に計上されない。

3. 範囲とサブ・セクターに関するその他の意見の取纏め

(1) 政府の範囲はなるべく狭く限定した方がよいとの観点から、現行分類のうち帝都高速度交通営団と電源開発株式会社を除外する。除外されたものはどうまでもなく、すべて民間企業が家計（対個人サービスの民間非営利団体および特殊法人）でフォローしなければならぬ。

(2) 三原則を厳格に適用し、政府のサブ・セクターを改める。すなわち、送定された「その他の政府（企業）」は別に非企業、企業の区分基準によって二分され得るから、現行分類における非企業特別会計を非企業に、企業会計を政府企業と改称してそれぞれに分類させる。地方関係もこれに準ずる。

（現 行）		（改 正 案）	
一般会計		一般政府	一 般 会 計
非企業特別会計			
	企 業 会 計	企業特別会計	企 業 特 別 会 計
		政府関係機関	
	その他の政府企業	政府企業	

(3) (2)と同様三原則適用の上、その他の政府のうちの企業のみを現行のその他の政府企業に含め、その名称を公共企業と改める。地方関係もこれに準ずる。

(4) 公庫、公団、事業団、基金等については、個別に基準にあてはめた場合必ずしも同一カテゴリーに入らなくとも（例へ住宅

公団は政府出資が92%であるから、基準案の3原則にてらすと政府企業ではなくなつて、他の公団と区別されてしまう)制度の観点から尊重して、それぞれ一括して分類することが望ましい。

4. 地方財政における政府の範囲の限定

- (1) 地方公営企業法の適用を受ける企業、および同法規定業種と同様の企業であつて法非適用のもの
- (2) 地方財政法にもとづく政令で定めるいわゆる準公営企業
- (3) 収益事業会計
- (4) 国民健康保険事業会計
- (5) 公益質屋事業会計
- (6) 農業共済事業会計

以上は公営企業年鑑、地方財政統計年報あるいは地方財政の状況により、財務諸表又は収支計算書から所要計数が一年遅れではあるが判明する。問題はこれら以外の中央の公共事業団体に相当する地方の公益団体の把握と政府部門へ含める範囲の決め方である。

まず第一に、民法34条に規定する公益法人で当該地域の開発を目的とするもので、民法以外の法律の規定により設立される特別法人以外の公社等である。その数は昭和36年12月現在で、都道府県分と市町村分を併せてほぼ260程度あり名称は公社、協会、株式会社など種々であつて、事業内容を目的別にみると宅地の取得、工場用地の取得、住宅建設、観光開発、造林、港湾埠頭建設、融資保証が主なるものである。

普通地方公共団体との関係は概ね次の通りである。

- ① 普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関が設立者又は発起人となっていること。
- ② 普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関がその事務を委託していること。
- ③ 普通地方公共団体が出資をしていること。ただし当該法人の資本金又は基本金の6分の1以上の出資をしているものに限る。
- ④ 普通地方公共団体が貸付を行っていること。ただし普通地方公共団体の貸付総額が当該法人の借入総額の6分の1以上である場合に限る。
- ⑤ 普通地方公共団体が当該法人の債務を保証し、又は当該法人の損失をいし、当該法人が与えた損失を補償することとしていること。

いまかりに、中央における分類基準案の3原則をてらし合わせてみると、そのオ1の全額出資を受けているものは割強となり、さらに、原則のオ2、オ3については財務関係の統計資料がないため不明であるが、さらに相当減少するであろう。

これら公社等の資本金又は基本金総額は昭和35年度で概算120億円程度であるが、営業規模は新規調査を行わない限り明瞭でない。業務によっては、必ずしも地方行政の範疇に入れるのを適当としないものもあり、現に同種の業務を民間会社で行っている場合も多々見受けられる。また今後の設立もあまり多くはみられそうもなく、後述する地方開発事業団に吸収乃至移行せんとする行政指導も行われる模様なので、今回は除外するのが適当で

はなかろうか。

オニに、民法以外の法律の規定によって、主管官庁の許可を受けて設立される特別法人のうち普通地方公共団体の全額出資を受けているものであるが、これらについては団体名称、数などに関する資料が乏しいので、新規に調査を行わない限り不明である。

オニに地方自治法の改正による地方開発事業団があるが、昭和39年1月より施行されるので当面の問題とはならない。これは一定の地域の総合的な開発計画に基づく事業を委託して実施される目的を以て、他の地方公共団体と共同して設立されるものであるが、特別地方公共団体であり、財務関係統計が明確にされる筈でもあるので、施行に至れば、政府部門の範囲に含まれるについての取扱いを充分検討する必要がある。

5 政府部門内の企業、非企業別区分について

(1) 区分を異にした場合の影響

- ① 国民総支出が変わるからGNPに影響する。
- ② 政府経常余剰が変わるから総貯蓄に影響する。

(2) 特別会計の企業、非企業別分類基準を適用した場合の分類改正

- ① 分類基準案（企業とみなすべきもの）
 - i 財務諸表の作成されているもの
 - ii 根拠法規において一般会計より受入（ただし経常費補助、損失補填を目的とする繰入のみとする）れることのできる旨の規定がないもの。
 - iii 保険特別会計については任意加入制度のもの。

iv 融資特別会計については源泉が民間資金であるもの。

v その他の特別会計については、業務自体が純然たる行政行為とはみなし得ないもの。

② 現在の企業会計より除外されるもの。

貴金属、食糧管理の2特別会計

③ 同じく新に加わるべきもの。

あへん、森林火災保険、中小漁業融資保証保険、輸出保険、国立病院の5特別会計。

(3) 保険特別会計と融資特別会計の分類試案一覧

① 保険特別会計

種別	特別会計	強制任意別	非企業企業分類
損保	農 業 共 済 再 源 船 再 水 船 再	強 制	非企業
	※森 林 火 災 ※中 小 漁 業 融 資 保 証 ※輸 出	任 意	企 業
生保	厚 生 船 員 労 働 者 災 害 補 償 失 業 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 再	強 制	非企業
	簡易生命保険および年金	任 意	企 業

② 融資特別会計

特別会計	資金源泉	非企業 企業分類
資金運用部	家計から調達	企業
産業投資 経済援助資金 余剰農産物資金融通 開拓者資金融通	国家資金か ら調達	非企業

注 * 現行分類と異なるもの。

(4) 問題点

① 国立病院

S. N. A では "The operation of public hospitals" は一般的には企業活動には含まれない。と述べられており、国連のみかたとしては公共保健（病院および市民のために設けられた医療サービス）は一般行政に含めるとしている。従って現行分類でも非企業として扱っているのであるが、この場合の public hospital の概念に国立病院も含めてよいか、それともわが国の国公立の伝染病病院、療養所等のみが相当するものなのか判然としない。

わが国の国立病院の現状では、看護婦養成のための経費、支出財源の不足分に充当するための一般会計からの受入があるが、それはすべて資本的支出の財源としてであり、沿革的に旧軍病院の再出発したものと言う特殊事情があるにすぎないのであるから、企業会計に含めた方がよいのではないかと

という主張もある。

地方の公立病院に関しては、地方財政法では普通病院は企業とみなし、伝染病病院は非企業とみなしている。

② 食糧管理、資金両特別会計

食糧管理については別の見方として、立法趣旨は生産者保護、国民の食糧確保と配給の円滑化にあるとはいえるものの、その業務自体は売買を能率的に行なうことに務めるのであるから、現行通り企業とみるのが適当であるという説がある。余剰安定についてもほぼ同様の理由で企業とみるのがよいという考えもある。

③ 保険特別会計の分類基準について

予算の再分類方式に関する国連要覧に「強制保険制度は独立に組織されていようとも企業活動とみなすべきでない。一方、政府機関が特に任意保険を供与するために組織されているときは政府金融企業として分類することができる」と述べているところに拠った。しかし簡易生命保険および年金特別会計については、例外的に非企業扱いした方がよいとの説がある。

④ 産業投資、経済援助資金、余剰農産物資金融通各特別会計

資金源泉が、身返資金、アメリカからの贈与等を主とするものであるが、これらについては、国家資金に準ずるものとみなして、非企業扱いしたわけである。

⑤ 政府が直接管掌する保険特別会計、融資特別会計は、その立法趣旨より、現行通りすべて非企業扱いした方がよいとの

説もある。

追 補

○「その他の政府企業」の範囲限定に関する基準の別案。

原則として、政府が全額出資し、政府の強度の監督下に置かれる企業とし、上記に該当しなくとも、業務の内容が国家目的から、特に政府企業とみなすのを相当とおもわれるものは含める。

但し、制度的分類を加味して公庫、公団はすべて「その他の政府企業」とし、事業団、振興会、基金はすべてこれより除く。

なお、政府の強度の監督とは、役員を主務大臣が任命し、予算、計画書、業務報告書、および財務諸表について主務大臣の承認を受ける旨規定されていく、かつ、法律により毎年、会計検査院の検査が実施されるものとする。

(上記基準案によつた場合の現行分類の変更)

除外されるもの ~ 帝都高速度交通営団、電源開発株式会社。

他部門と関連する財政部門主要問題点一覧表

(財政分科会資料 No. 4-1)

(注 問題点中括弧内計数は 35年度のものであり、単位は 100万円)

項 目	関連する部門、項目	利 用 面	問 題 点
1 個人税税外 収入	個人支出、個人可処分 所得、個人貯蓄	個人の担税率と弾性値、消費 性向と貯蓄性向など	i 再評価税(2,079)を直接税とすると、その個人負担分相当額が増加する。 ii 税外収入中に、強制的に国民全般から徴収する才入項目以外のもの、たとえば、寄附金、病院収入、入学検定料、授業料などが含まれているが、これらは個人の担税率計算に際して過大化し、また個人可処分所得を過小化する。
2 法人税税外 収入	法人所得、法人留保	法人の担税率、法人留保の算 定など	i 現金収納時点において把握する現金ベースによっているため、発生ベースによって推計される法人所得において、推計ベースが整合していない。従って差引いて算出される法人留保の推計ベースが不明瞭なものとなる。 ii 税外収入として、懲罰没収金、弁償違約金など、法人全般にたいしては課されない強制的賦課金(5,888)が含まれていては、法人の担税率の分析などに不相当とおもわれる。
3 間接事業税 税外収入	国民総生産	すべて国民総生産を利用する 場合、または国民の担税率と 弾性値を計算する場合など	i 再評価税、自動車税(14,664)、軽自動車税(1,881)中の個人負担分を個人税と改訂した場合、また間接税税外収入の範囲を狭く限定した場合、GNPを縮小させる。 ii 税外収入として、刑務所収入(2,842)物品売払収入(11,093)受託調査試験役務および受託事業収入(11,713)など、財貨サービス

項 目	関連する部門、項目	利 用 面	問 題 点
4 官公企業剰余等	分配国民所得、産業別国民所得	すべて国民所得額を利用する場合、また産業別労働の生産性、産業別所得の弾力性算定など	<p>の提供に伴う市場価格に近似する対価の収入が含まれていては租税率の分析などに不適當とおもわれる。</p> <p>項目1より項目3に至る租税分類については、租税およびそれに準ずるもののみ限定し、もし、国連の国民所得勘定領門書の表形式にならうならば、「個人より政府にたいする移転的支出」（大体わが国の社会保険負担に相当する）を設け、更に一般政府の事業収入に類するものを一括する一項目を新設する案も考えられる。</p> <p>i 政府企業の範囲の決め方によって、国民所得額に影響を及ぼす、非課税対象法人で政府部門に含めていないものの所得中剰余金は分配面で脱揮し、支出面では同法人に關しては全面的に脱揮していることになる。</p> <p>ii 官公企業剰余等を産業別に組替える場合、各企業の産業分類に問題がある。すなわち、現行「その他の政府企業」をすべて金融、保険、不動産業に分類しているのは不適當である。</p> <p>iii 税外収入の分類との関係で、もし利務所収入その他、提供する財貨サービスの対価に見合う収入項目を税外収入から除外して、官公企業剰余に含める（但し物件費は控除する）と仮定すれば、収容者手当などを勤勞所得に計上しなければならない。</p> <p>iv 受取利子、配当、賃料の産業別組替えは、一括して公務に分類する方法も考えられる。</p>
5 補助金	国民総生産、民間資本形成	国民総生産を利用する場合、総資本形成を政府、民間に区分して使用するすべての場合。	<p>i 補助金を狭義の生産者に対するもののみに限定するか、範囲を更に広めるかによりGNPの規模に影響する。</p> <p>ii 資本勘定上の補助金は現在、すべて政府の資本形成としているが、建設</p>

項 目	関連する部門 項目	利 用 面	門 題 点
6 振替支出	個人所得	<p>社会保証施策の指標の一つとして、政府支出又は個人所得に占める振替所得のウェイトの推移の算定。</p> <p>消費性向と貯蓄性向など。</p>	<p>助成金（現実には極めて少ない）に関して政府の財貨サービスの購入から除外して、民間資本形成に加算するという取扱に全面的にならうとすれば、従来の政府の資本形成の規模は大巾に縮小し、民間資本形成が同額だけ増加する。</p> <p>すなわち、社会的間接資本投資以外の土地改良費補助などが、相当額に達するが、資本形成の主体別に分類することになって、政府から除外される。なお、最近年次における一般会計による資本形成の略々45%程度が補助金である。</p> <p>従来は、財政投融资と併せて、政府の広義の社会的間接資本投資総額を把握することが、政府の立場から必要であるので、資金源泉ベースで分類していたわけである。</p> <p>i 現物給付を含めないと仮定すると、個人所得には現行推計方法では計上されないから個人支出面からも除かざるを得なくなるが、このような処理は個人勘定で問題である。</p> <p>ii 健康保険給付は政府管掌分のみを採用しており、組合管掌分は企業振替として政府の振替支出には含まれない。個人勘定における振替所得は政府の振替支出そのもののみを採用しているので、ウェイトのより大きい組合管掌分の保険給付が個人所得面に計上されていないのは問題である。</p>
7 帰属利子、帰属賃料	<p>分配所得、個人利子所得、個人賃料所得、</p> <p>政府の財貨サービスの購入</p>	<p>すべて国民所得を使用する場合。</p>	<p>i 帰属利子については、各融資特別会計と各保険特別会計の企業、非企業別区分に関連するが、非企業とみなす場合は生産主体ではないので帰属計算を行わないことになる。従来は企業に分類されている簡易生命保険および年金特別会計、資金運用部特別会計についても帰属計算がなされてい</p>

項 目	関連する部門、項目	利 用 面	問 題 点
			<p>なかった。</p> <p>ii 帰属賃貸料については、主として資料面の制約から、特に利用上、又表構成上支障なければ、全面的に決算書に準拠する財政関係の計数のうちに信頼度の低い推計計数が介在するのを避ける意図から計上していない。</p> <p>計上すると仮定すれば、民間の個人住宅等建築物の総価額にたいする推計帰属賃貸料の比率を準用するという方法を探らざるを得ないであろうが、特に地方財政関係で多くの困難性がある。</p> <p>すなわち、国関係では、大蔵省の「国有財産現在額総計算書」より、建物を一括して一般会計、特別会計別に年度末現在額が、更に作業表によって各特別会計別に判明する。しかし地方公共団体関係では、自治省の「固定資産の価格等の概要調査」では非課税の家屋総床面積が判明するが、これから、普通会計と非企業会計分の床面積を推計し、更に価額換算をしなければならぬ。前者については資料がなく、後者については、坪当り指示平均価格を乗ずることになるが、これはそのままでは極めて低評価となる。別に、未公表の業務資料として、自治省の「資産および施設の状況調査」があるが、公用財産の建物総面積は判明するが、上述同様普通会計と非企業会計の占有率が不明であり、評価にも問題がある。</p>